

第百九十六回
国会

参議院災害対策特別委員会会議録第五号

平成三十年五月三十日(水曜日)
午後零時七分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

宮本 周司君

補欠選任

藤木 眞也君

五月七日

辞任

野田 国義君

補欠選任

舟山 康江君

五月九日

辞任

舟山 康江君

補欠選任

相原久美子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

河野 義博君

酒井 庸行君

そのだ修光君

杉 久武君

小林 正夫君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

佐藤 啓君

佐藤 信秋君

自見はなこ君

馬場 成志君

藤川 政人君

藤木 眞也君

渡辺美知太郎君

浜口 誠君

相原久美子君

吉川 沙織君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

小此木八郎君

副大臣

内閣府副大臣

あかま二郎君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

山下 雄平君

事務局側

常任委員会専門員

田中 利幸君

本日の会議に付した案件

○災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野義博君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宮本周司君及び野田国義君が委員を辞任され、その補欠として藤木眞也君及び相原久美子さんが選任されました。

○委員長(河野義博君) 災害救助法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小此木防災担当大臣。

○国務大臣(小此木八郎君) よろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、いつ起こるか分からない災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、救助実施市の長による救助の実施についてであります。

防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市の長が、その区域内において一定の程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うこととしております。また、指定は救助を行うこととする市の申請により行うこととしております。さらに、内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないこととするとともに、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならぬこととしております。

第二に、都道府県知事による連絡調整についてであります。

都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した一定の程度の災害に際し、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこととしております。

第三に、救助に要した費用の支弁区分についてであります。

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとしております。

第四に、国庫負担についてであります。

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担することとしております。

第五に、災害救助基金についてであります。

救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならないこととしております。また、都道府県及び救助実施市の災害救助基金の最少額は、都道府県の地方税法に定める普通税の収入額の決算額を基に算定した額とし、災害救助基金が最少額に達していない場合は、一定の金額を積み立てなければならないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(河野義博君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する請願(第一四〇六号)(第一四〇七号)

第一四〇六号 平成三十年五月九日受理
被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 兵庫県姫路市 中野博子 外四百九十九名

紹介議員 木戸口英司君

東日本大震災から八年目を迎えたが、今なお多くの被災者が応急仮設やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、生活と生業の再建は道半ばである。また、二〇一四年八月に広島市の豪雨土砂災害、二〇一五年九月に関東・東北豪雨災害、そして、二〇一六年四月には熊本地方で二度の震度七の激震が発生し、大量の家屋が全半壊又は一部損壊する被害が発生している。被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、地域で暮らすことである。住宅の再建は、一人一人の被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題である。地域での定住を促して人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つためにも住宅再建への支援が不可欠であり、それは、公共性のある施策である。被災者生活再建支援法は施行後に二度の改正が行われたが、二〇〇七年度の改正の際の「四年後に制度の拡充に向けて見直す」との附帯決議はいまだに実現していない。現在、全壊家屋の再建には最大三百万円が支給されるが、今日の資材や人件費等の高騰の下で自宅再建や住宅を確保するためには、五百万円への増額が急務である。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、圧倒的多数の一部損壊の被災者からも悲鳴が上がっている。憲法第二十五条の生存権や第十三条の幸福追求権に基づき、全ての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すために国による支援が不可欠である。地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起きる可能性がある。

については、被災者生活再建支援法を始めとした

被災者への支援制度を速やかに見直し、次の事項について実現を図りたい。

- 一、被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を、少なくとも五百万円に引き上げること。
- 二、全ての被災者の住宅再建を支えるため、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充すること。

第一四〇七号 平成三十年五月十日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 岩手県大船渡市 新沼紀三 外四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する請願第一四一三三号(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四三〇号)

第一四一三三号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 兵庫県佐用郡佐用町 竹内弘美 外千五百六十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一四号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 横浜市 高浦福子 外千五百六十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一五号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 福島県須賀川市 吉田夏子 外千五百六十三名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一六号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 宮城県栗原市 笹川聡 外二千六十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一七号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 富山県射水市 鍋島美恵子 外千五百六十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一八号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 京都府木津川市 森愛 外千五百七十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四一九号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 東京都東久留米市 中村裕子 外千五百六十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四二〇号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 福岡県久留米市 牧野和信 外千五百六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四二一号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 熊本県玉名市 柴田章子 外千五百六十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四二二号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 富山県砺波市 金平久美 外千五百六十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四二三号 平成三十年五月十四日受理

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願

請願者 大阪府箕面市 小林陽子 外千五百六十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第一四二四号 平成三十年五月十四日受理
被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願
請願者 福岡県柳川市 藤吉和子 外千五
百六十三名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。
第一四二五号 平成三十年五月十四日受理
被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願
請願者 千葉市 二階堂純一 外千五百六
十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。
第一四二六号 平成三十年五月十四日受理
被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願
請願者 京都市 岡野萌 外千五百六十三
名
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。
第一四三〇号 平成三十年五月十五日受理
被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充に関する
請願
請願者 石川県金沢市 杉山真 外百九十
四名
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。
五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、災害救助法の一部を改正する法律案
災害救助法の一部を改正する法律案
災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一
部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の三」に、「第二
十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一
条」に、「第三十一条」を「第三十四条」を「第三十二
条」第三十五条に改める。

第二条中「市町村特別区を含む。」を「市特別
区を含む。以下同じ。」町村以下「災害発生市町
村」という。」に改め、「とする。」の下に「次条第一
項において同じ。」を加え、第一章中同条の次に次
の二条を加える。

(救助実施市の長による救助の実施)

第二条の二 救助実施市(その防災体制、財政状
況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ
迅速に救助を行うことができるものとして内閣
総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区
域内において前条に規定する災害により被害を
受け、現に救助を必要とする者に対する救助
は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市
の長が行う。

2 前項の規定による指定(以下この条において
「指定」という。)は、内閣府令で定めるところに
より、同項の救助を行うおとする市の申請によ
り行う。

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするとき
は、あらかじめ、当該指定をしようとする市を
包括する都道府県の知事の意見を聴かなければ
ならない。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちに
その旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取
消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。
(都道府県知事による連絡調整)

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域
及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわた
り発生した第二条に規定する災害に際し、当該
都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救
助において必要となる物資の供給又は役務の提
供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実
施市の長及び物資の生産等(生産、集荷、販

売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。)を
業とする者その他の関係者との連絡調整を行う
ものとする。

第三条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県
知事等」に改め、同条中「都道府県知事は」を「都道
府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事
等」という。）」に改める。

第四条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知
事等」に改める。

第五条第一項中「生産、集荷、販売、配給、保
管若しくは輸送を生産等」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「都道
府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県
知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を
「都道府県知事等」に、「生産、集荷、販売、配
給、保管若しくは輸送を生産等」に改める。

第十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中
「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十一条中「都道府県知事」を「都道府県知
事等」に、「市町村長特別区の区長を含む。以下
同じ。」を「災害発生市町村(救助実施市を除く。
以下同じ。）」の長に改める。

第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」
に改める。

第十四条及び第十六条中「都道府県知事」を「都
道府県知事等」に改める。

第十七条を次のように改める。
(事務の区分)

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が
処理することとされている事務のうち次に掲げ
るものは、地方自治法第二条第九項第一号に規
定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、
同条第四項において準用する第五条第二項、
第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条
第二項において準用する第五条第二項及び第
三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項

において準用する第六条第三項、第十一条、
第十二条並びに第十四条の規定により都道府
県又は救助実施市(以下「都道府県等」とい
う。)が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都
道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市
が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町
村が処理することとされている事務

第十八条第一項中「行われた地の都道府県」を
「行われた都道府県知事等の統括する都道府県等」
に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」
を「都道府県知事等」に、「都道府県が」を「都道府
県等が」に改める。

第十九条中「都道府県は、当該都道府県知事」を
「都道府県等は、その都道府県知事等」に改める。

第二十条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」
に改め、同条第一項中「都道府県は、他の都道府
県において」を「都道府県等は、他の都道府県等
の都道府県知事等により」に、「救助が行われた地
の都道府県」を「当該他の都道府県等」に改め、同
条第二項中「救助が行われた地の都道府県」を「都
道府県等(以下「被請求都道府県等」という。))」に、
「当該都道府県」を「当該被請求都道府県等」に、
「行った都道府県」を「行った都道府県等(以下「請
求都道府県等」という。))」に改め、同条第三項中
「前項の規定による」の下に「被請求都道府県等」
を加え、「救助が行われた地の都道府県」を「当該
被請求都道府県等」に改め、「費用の下に(以下
「請求費用」という。))」を加え、「当該都道府県」
を「当該被請求都道府県等」に、「当該請求の請求を
行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同
条第四項中「第一項の規定による求償の請求に係
る費用」を「請求費用」に、「場合において、救助の
行われた地の都道府県」を「ときは、被請求都道府
県等」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」

に、「以下」を「第二十三条において」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定による」の下に「被請求都道府県等の」を加え、「同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同項第一号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に改め、同項第二号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に、「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県」を「請求費用を当該被請求都道府県等」に、「当該求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求費用」に、「より救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請されたを」による要請に係る」に改める。

第二十二条中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第二十三条中「当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当するを次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める」に、「都道府県はを都道府県等は」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。）

当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十八条中「以上」を「を超えて」に改め、「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、「同条の規定による」を「当該」に改める。

第三十四条中「第三十一条を」第三十二条に改め、同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第四章中第三十条を第三十一条とする。

第二十九条中「市町村長を」災害発生市町村の長に、「救助を必要とする者の現在地の市町村」を「当該救助に係る災害発生市町村」に改め、第三章中同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の項を次のように改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一條、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の一の五の項を一の七の項とし、一の一の二の項から一の一の四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二條の二第二項に規定する救助実施市（次項及び別表第四の一の二の項において「救助実施市」という。）の長	災害救助法による同法第二條の二第一項の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の一 災害救助法第二條に規定する災害発生市町村（救助実施市を除く。以下この項及び別表第四の一の三の項において「災害発生市町村」という。）の長	災害救助法による同法第二條の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三條第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中五の十三の項を削り、五の十四の項を五の十三の項とし、五の十五の項から五の三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 都道府県知事 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中七の八の項を削り、七の九の項を七の八の項とし、七の十の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第四中一の六の項を一の八の項とし、一の二の項から一の五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二 救助実施市の長	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害発生市町村の長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の十三の項を削り、四の十四の項を四の十三の項とし、四の十五の項から四の三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とする。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条のうち住民基本台帳法別表第三の七の二十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三の七の二十の項」を「別表第三の七の十九の項」に、「七の二十一」を「七の二十一」に改める。

平成三十年六月五日印刷

平成三十年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A